



基本目標

1

水と緑と花に彩られた
魅力あるまちづくり

C O N T E N T S

| | |
|-----------------|--|
| 〔土地利用 ・都市環境〕 | 01 ● 森林・農業・都市地域の地域特性に応じた土地利用を図ります 34 |
| | 02 ● 恵庭らしい都市景観づくりを進めます 36 |
| | 03 ● 花のまちづくりを推進します 38 |
| 〔公園・緑地〕 | 04 ● 水と緑に彩られた生活空間があるまちをめざします 40 |
| | 05 ● 市民が憩える水辺環境づくりを進めます 42 |
| 〔環境保全〕 | 06 ● 自然と共生する環境保全活動に取り組みます 44 |
| | 07 ● きれいなまちをつくっていきます 46 |

01 森林・農業・都市地域の地域特性に応じた土地利用を図ります

主要
施策

- 01-1. 都市地域にかかる土地利用
- 01-2. 農業地域にかかる土地利用
- 01-3. 森林地域にかかる土地利用



えにわ湖(盤尻)

現況と 課題

○市内西部には、支笏洞爺国立公園につらなる広大な森林地域（市域の44%約130.67km²）と北海道大演習場（同23%約68.76km²）が、北東部には水田地帯が広がり、森林地域と農業地域にはさまれるように市街地（都市地域）が形成されています。

○市街地を縦貫する形でJ R千歳線が走っており、恵庭、島松、恵み野の各駅を中心に、良質な戸建て住宅地が広がり、その外縁部に

工業団地が配置されるなど、都市基盤整備が計画的に進められてきました。

○市内の交通軸は、J R千歳線、国道36号、北海道縦貫自動車道（道央自動車道）の主要幹線で形成されており、札幌へJ Rで23分、新千歳空港へ13分という交通利便性を有しています。市民の生活圏は近隣都市に広がっており、広域的な視点にたっての土地利用について考えていく必要があります。

■土地利用の推移

| 区分 | 平成2年 | 平成12年 | 平成22年 | |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 田畠 | 面積(ha) 構成比(%) | 4,892.1 16.6 | 4,638.1 15.7 | 4,371.0 14.8 |
| 山林・原野 | 面積(ha) 構成比(%) | 13,760.7 46.7 | 13,572.1 46.0 | 13,494.1 45.7 |
| 宅地 | 面積(ha) 構成比(%) | 1,312.2 4.5 | 1,542.1 5.2 | 1,590.3 5.3 |
| 国有林等 | 面積(ha) 構成比(%) | 9,522.2 32.3 | 9,734.9 33.0 | 10,031.6 34.2 |
| 合計 | 面積(ha) | 29,487.2 | 29,487.2 | 29,487.2 |

(資料/税務課)

○市内を流れる漁川、茂漁川、島松川、柏木川、ルルマップ川、ユカンボシ川の6河川は、森林環境、田園環境とともに貴重な地域資源であることから、その保全と活用が求められています。

○農業地域と市街地が接している中で、緑豊かな田園風景と「農」に対する関心が高まっており、都市と農村の交流を深め、ゆとりとうるおいのある地域環境を創出することが求められています。

基本方針

森林や河川環境、農用地を次世代に引き継ぐ貴重なものとして守りつつ、森林地域では生態系に配慮した土地利用、農業地域では豊かで美しい農村空間を創出する土地利用、都市地域においては都市機能の充実をめざした土地利用を、総合的かつ計画的に進めます。

主要施策**01-1 都市地域にかかる土地利用**

都市機能の集積と充実を図りながら、魅力ある美しい都市環境の形成と安全安心で快適に暮らせる生活環境の整備を計画的に進めていきます。市街地整備については、JR恵庭駅・島松駅・恵み野駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めます。

【主な事業】

- ・都市計画マスターplan^{※1}の推進

01-2 農業地域にかかる土地利用

農業地域は農作物を生産する場であるとともに、水、緑の環境を守り、地域景観を維持し、都市住民に憩いの場を提供するなど多面的で公益的な機能を有していることから、都市地域との調和や交流に配慮しながら優良農地の確保・保全を図ります。

【主な事業】

- ・農業振興地域整備計画の推進
- ・優良田園住宅整備事業（再掲）
- ・（仮称）西島松北交流公園整備事業（再掲）

01-3 森林地域にかかる土地利用

漁川上流域の森林地域をはじめとする良好な自然は、後世に継承すべき貴重な市民の財産として保全することを基本とします。また、道路などの公共施設の建設や観光・レクリエーション的活用にあたっては、自然環境の保全に最大限配慮します。

【主な事業】

- ・漁川流域水道水源水質保全条例（再掲）
- ・新　水と緑のやすらぎプランの推進（再掲）

※1 都市計画マスターplan
都市計画法に基づき定めた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

02 恵庭らしい都市景観づくりを進めます

主要
施策

02-1. 都市景観形成の促進



国道36号線「恵庭大橋」から有明方面

現況と 課題

○本市の景観は、恵庭岳から市街地までの間に広がる森林地帯の緑と清流、市街地を囲む農村地域の田園風景と防風林の緑の帶、さらに市街地にある豊かな緑と水辺、花で彩られた街並みで都市景観が形成されています。

○景観形成は、生活にゆとりとうるおいをも

たらすだけでなく、地域にある自然、歴史、文化、資源を再認識し活用することで地域の活性化につなげることもできます。市民が恵庭に住むことに誇りと愛着を持ち、また、訪れる人が魅力を感じ、「恵まれた庭」という地名にふさわしい個性豊かな景観の形成に努めることが必要です。

基本
方針

本市の地域特性を生かした個性ある美しい景観を形成するための「景観形成基本計画」に基づき、自然景観の保全と農村景観の維持、そして、都市景観づくりを進めます。

主要
施策

02-1 都市景観形成の促進

市民が主体となり、自然の理にかなった恵庭らしさ、恵庭に暮らすことに安心や楽しさを感じられる景観形成^{※1}をめざして体制・制度づくりなどに取り組みます。

【主な事業】

- ・景観形成基本計画の推進



※1――景観形成：優れた景観を保全し、または創造すること

03 花のまちづくりを推進します

- 主要
施策
- 03-1. 花のまちづくりプランの推進
 - 03-2. 花のイベントの開催
 - 03-3. 花のまちPR活動の推進

現況と
課題

○花は、人々の心にやすらぎとうるおいを与え、快適で美しい生活環境を創り出してくれます。平成10年に「花のまちづくりプラン」を策定し花のまちづくりを推進してきました。

○花のまちづくり活動は、花による地域づくりに取り組んでいる各種団体や花を愛する多くの市民、企業、花の生産者によって支えられています。市民一人ひとりの意識と「花とくらし展」や各種コンクールなど街並みを花で彩ろうとする活動によって、今日では、恵庭が「花のまち」として知られるようになりました。

○「恵まれた庭」という地名にふさわしい、水と緑と花に彩られた都市環境の中で、住み良い、快適な生活環境をつくっていくことが求められています。道内有数の花の生産地であり、花を通じての市民の交流が盛んであるという地域特性を生かして、「花のまち・恵庭」らしいイメージを確立し、まちの活性化につなげていくことが必要です。

基本
方針

花を植え育て美しいまちをつくるという市民一人ひとりの取り組みが「花のまち・恵庭」というまちのイメージをつくってきました。地域に根ざした花による地域づくりの取り組みを推

進し、花を通して心の豊かさと人のつながりを育むとともに、「花のまち」としてのまちのイメージを確立し、地域活性化につなげます。

主要
施策

03-1 花のまちづくりプランの推進

花を楽しもうとする市民の意識が高く、花いっぱい活動などの家庭、町内会、学校、商店街、企業自らが花にかかる活動を進めてきた成果を踏まえて、これから花のまちづくりを進めます。

【主な事業】

- ・花のまちづくりプランの推進

03-2 花のイベントの開催

市民と行政の協働により、花のあるくらしの提案や花の情報発信源としての普及・推進をめざして開催されてきた「花とくらし展」を中心に、花を生かした新たな取り組み及び各種イベントとの連携を図ります。

【主な事業】

- ・花とくらし展（再掲）
- ・えにわガーデンフェスティバル



恵み野(岡さん宅)

03-3 花のまちPR活動の推進

花の生産者と市民、企業が連携し、花の新商品・新事業の開発を進めるとともに、フラワーマスター^{※1}や花の関係団体などによる市民主導の花のまちづくりを支援していきます。

また、道路や駅などを花で飾るなど、「花のまち」が感じられるような取り組みを進めるとともに、道と川の駅「花ロードえにわ」などを拠点として、イベントや見学・視察に訪れる人に対しての情報提供を推進し、「花のまちづくり」のPRを進めます。

【主な事業】

- ・市の花スズランの原生種保存・増殖
- ・フラワーマスターとの連携
- ・花ガイドの活動の充実
- ・花のまち推進拠点の整備



花とくらし展

※1——フラワーマスター…花の育成管理、街並み景観に配慮した花づくりの知識や技術を持った花のまちづくりのリーダーとして積極的に指導・助言できる人で、知事によりフラワーマスターとして認定される

04 水と緑に彩られた生活空間があるまちをめざします

主要
施策

- 04-1. 新 水と緑のやすらぎプランの推進
- 04-2. 公園緑地の整備
- 04-3. 公園緑地の協働管理



恵み野中央公園（日本庭園）

現況と
課題

○本市の都市公園は、平成22年3月末現在で134箇所（約141ha）あり、市民1人当たりに換算すると約21m²となっています。水と緑と花はまちの景観に彩りを与えるとともに市民生活にうるおいをもたらすものであり、水と緑豊かな生活空間の形成をめざして公園・緑地の整備を進めていく必要があります。

○漁川上流部の恵庭渓谷を中心とした広大な

森林地域や、そこから流れる河川、そして市街地周辺に残る樹林などの水と緑を保全、育成するとともに、新たな緑の創出が求められています。

○公園・緑地は、環境保全やレクリエーション、防災、景観形成の機能を有するとともに、憩いの場として活用されています。地域に根ざし、市民に親しまれる公園・緑地として維持・管理の充実を図っていくことが必要です。

基本方針

魅力ある自然環境に囲まれ、まちの中に水辺や緑が多い生活空間のより一層の充実と市民に親しまれ利用される公園づくりをめざし、市民との協働により地域の特徴を生かした公園整備を進めます。

主要施策

04-1 新 水と緑のやすらぎプランの推進

森林地域や貴重な樹林地の保全と公園、河川緑地、農業地域などをつなぐ水と緑のネットワークづくりを推進します。

【主な事業】

- ・新 水と緑のやすらぎプランの推進(再掲)

04-2 公園緑地の整備

市民が気軽に遊び、くつろぎ、憩う場となる公園・緑地づくりを進めるとともに、既存公園の施設整備を図りながら、積極的な利活用に努めます。

【主な事業】

- ・(仮称)西島松北交流公園整備事業(再掲)
- ・公園施設長寿命化計画の推進
- ・桜町多目的広場の利活用

04-3 公園緑地の協働管理

公園や緑地の持つ機能を充実しながら、地域緑化の推進と樹木の管理などの適切な維持管理を市民との協働で進めます。

【主な事業】

- ・みどりの推進員活動

■都市公園の現況 (平成21年度末)

| 区分 | ヶ所 | 面積 | 市民1人当り* | 主な公園 |
|------|-----|----------|---------------------|---------------------------|
| 総合公園 | 2 | 52.2ha | 7.61m ² | 恵庭公園、恵み野中央公園 |
| 地区公園 | 2 | 9.7ha | 1.41m ² | 中島公園、恵庭ふるさと公園 |
| 近隣公園 | 9 | 12.1ha | 1.76m ² | かつら公園、わこう公園、こまば公園など |
| 街区公園 | 85 | 22.47ha | 3.28m ² | みどり公園、タイヤの丘公園など |
| 都市緑地 | 33 | 39.34ha | 5.74m ² | 恵み野南・北緑地、おはよう広場、漁川河緑地など |
| 特殊公園 | 3 | 4.9ha | 0.71m ² | 松鶴公園、中恵庭公園、柏木地区レクリエーション施設 |
| 合計 | 134 | 140.71ha | 20.52m ² | |

*は平成22年3月末人口(68,571人)で算出

〈資料/建設部管理課〉

05 市民が憩える水辺環境づくりを進めます

主要
施策 05-1. 親水空間としての水辺の整備・活用
05-2. 魚のすみやすい河川環境の保全



稚魚の放流(漁川)

現況と課題

○漁川をはじめとする6本の河川が市内を流れており、緑の帶としての景観を形成しています。環境の保全と親水性の向上に配慮した水辺環境を整備し、市民生活にゆとりとういを与える親水空間^{※1}を形成することが求められています。

○河川緑地に遊歩道やレクリエーションの場が整備され、市民の憩いの場として活用され

ています。河川が、子ども達の自然体験・学習の場として活用されることが期待されています。

基本方針

河川環境の維持・保全に配慮しつつ、身近に川と接することができる環境を生かして「水辺の楽校」^{※2}の取り組みや河川緑地整備を進め、親水性を高めた水辺環境の創出をめざします。

※1 親水空間：河川において、水にふれたり、水辺の景観を楽しむことができる空間
※2 自然体験の楽校：地域の身近な河川を子どもたちが自然の状態を残しつつ、必要に応じてアクセス施設の整備や川岸の整備などを行う

**主要
施策****05-1 親水空間としての
水辺の整備・活用**

市街地に残った貴重な自然空間である河川緑地を、自然に学び自然に親しむ空間として環境整備に努めます。

【主な事業】

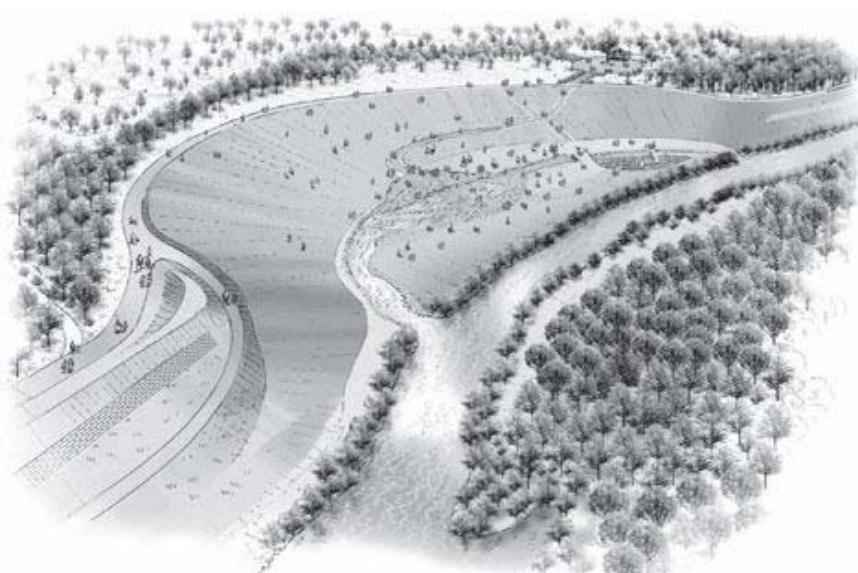
- ・柏木川河川緑地の利活用
- ・北島地区遊水地利活用計画の策定（再掲）

**05-2 魚のすみやすい河川環境の
保全**

サケ・マスの回帰、産卵を市街地の川岸で身近に見ることができるなど、良質な水質と水生動植物を観察できる河川環境があり、この河川環境を今後も維持していきます。

【主な事業】

- ・河川環境保全事業



漁川水辺の楽校(あかね橋上流部分)

06 自然と共生する環境保全活動に取り組みます

主要
施策

06-1. 持続可能な循環型社会の構築

06-2. 地球環境の保全

06-3. 地域環境の保全

06-4. 新エネルギー・省エネルギーの促進



漁川上流部の水質調査

現況と
課題

○本市には、広大な国有林野、漁川をはじめとする河川、市街地を囲む防風林など、豊かな自然に恵まれています。漁川の上流の森林地域は、市の水道水源になっているとともに、恵庭渓谷として市内観光の名所となっています。また、市内を縦貫する河川の水辺環境や周辺の樹林は、市民の憩いの空間となっています。

○近年、オゾン層^{※1}の破壊や地球温暖化^{※2}など地球全体に影響をおよぼす環境問題が深刻化しており、また、都市・生活型公害^{※3}や廃棄物の排出量の増大、化学物質による環境汚染が進んでいます。地球環境の保全と身近で感じられる環境問題に対して積極的に取り組んでいくことが必要です。

○天然資源やエネルギーの消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な循環型社会^{※4}形成をめざして、市民一人ひとりが、廃棄物の排出抑制・再利用・資源化や省資源・省エネルギーに取り組むことが求められています。

○市内企業や大学などにおいては、バイオ燃料に関する研究や実証実験などが進められています。

基本
方針

森林地帯や農業地帯の自然環境の保護・保全活動を進め、希少な動植物の保護など人と自然との共生をめざすとともに、省資源・省エネルギー化や廃棄物の排出抑制・再利用・資源化の活

※1 オゾン層・オゾン濃度の高い大気の層で、太陽からの有害性の高い紫外線を吸収する。

※2 地球温暖化・石炭や石油を燃やす時に放出される二酸化炭素などにより、大気や地表にとどまる熱が増え、地球が暖化する。

※3 海面の上昇異常気象、食料生産や生態系の影響など、多くの問題を引き起こす。

※4 都市・生活型公害・自動車の排ガスによる大気汚染、自動車などの輸送活動や産業活動による河川の汚濁など、都市の生活型公害・資源を効率的に利用するとともに再生産を行って循環させながら利用していく社会。

動を推進し、市民、事業者、行政が一体となって環境負荷の低減に努めます。

主要施策

06-1 持続可能な循環型社会の構築

本市にあるより良い環境を次世代に引き継ぐとともに持続可能な循環型社会の構築をめざして、市民、事業者、行政が一体となって環境改善に向けた取り組みを進めます。

【主な事業】

- ・環境基本計画の推進
- ・循環型社会形成推進施策の推進

06-2 地球環境の保全

温室効果ガスの排出抑制^{※5}を図るとともに、省エネルギー・省資源への取り組みを進め、地球環境への負荷をできるかぎり少なくする社会をめざします。

【主な事業】

- ・地球温暖化防止実行計画の推進

06-3 地域環境の保全

森林・水資源の保全に努めるとともに市民一人ひとりの環境問題に対する関心と理解を

深め、良好な地域環境を保全していきます。また、騒音や大気汚染などの公害に対する監視体制を強化していきます。

【主な事業】

- ・漁川流域水道水源水質保全条例（再掲）の周知徹底

06-4 新エネルギー・省エネルギーの促進

エネルギー資源の有限性を再認識し、新エネルギーの活用・省エネルギーに向けて市民、事業者、行政のおのがその活動に取り組みます。

【主な事業】

- ・環境マネジメントシステム^{※6}の推進
- ・地域新エネルギー・省エネルギービジョンの推進

※5 温室効果ガスの排出抑制：二酸化炭素などの排出の量を根本的に減らすこと
※6 環境マネジメントシステム：企業や団体などの組織が環境方針・目的・目標などを設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織的計画・体制・プロセスなどのこと

07 きれいなまちをつくっていきます

主要
施策

07-1. きれいなまちづくりの推進



※
ボランティア…社会をよりよくしていくため、時間や技能などを
自発的に提供する人々や行為のこと

現況と 課題

○平成14年度に「きれいなまちづくり条例」を制定しました。市民、事業者、行政がそれぞれの立場で、ごみのポイ捨てや犬のふん公害、さらにはごみの不法投棄を無くする活動に取り組むことで、地域の環境美化を促進し、生活環境の向上を図ることをめざしています。

基本 方針

市民や事業者、土地利用者、ボランティア^{※1}が協力してごみのポイ捨てを防ぐとともに、ごみの不法投棄防止や環境美化活動に取り組み、ごみが捨てづらいきれいなまちの創出に努めます。

主要
施策

07-1 きれいなまちづくりの推進

ごみのポイ捨てや犬などのふん放置がない
きれいで住み良いまちづくりに向けた活動を
推進するとともに不法投棄の防止に取り組み
ます。

【主な事業】

- ・5.30クリーンウォーキング^{※2}の推進
- ・環境美化等推進員登録制度^{※3}の充実（再掲）
- ・集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度^{※4}のPR（再掲）
- ・不法投棄防止パトロールの強化



恵庭渓谷での環境美化活動(慈しみフェスタ)

※2——5.30（こみゼロ）クリーンウォーキング：5月30日の語呂に合わせて、街中のごみを拾い歩く運動

※3——環境美化等推進員登録制度：恵庭市の環境保全を目的として、市と推進員が協働して、地域の環境美化、ごみ減量・リサイクルを推進する制度

※4——集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度：集合住宅のごみストック等がごみ・資源物の出し方・分け方のルールに沿って適正に維持・管理されているか評価・認定し、社会的にスマートにする制度

